

業	樹種	杉 何本
	本數	扁柏 何本
經費	期間	何年何月何日着手ノ豫定 何年何月何日終了ノ豫定
	費	但一段歩何圓

訓令

鳥取縣訓令甲第二十二號

官國幣社 宮司
縣社 社司

大正五年二月訓第九號官國幣社縣社祈年祭新嘗祭日ノ件中左ノ通改ム

昭和四年十一月十五日

鳥取縣知事 久保豊四郎

別格官幣社	名和神社	祈年祭	十一月二十三日
國幣小社	大神山神社	新嘗祭	十一月二十三日
縣社(東)	樂樂福神社		十一月二十九日
縣社(西)	樂樂福神社		十一月二十九日

告示

南谷線鐵道敷設事業準備ノ爲左記ノ通土地立入測量ノ旨通知アリタリ

昭和四年十一月十五日

鳥取縣知事 久保豊四郎

- 一、起業者 鐵道省
- 一、事業ノ種類 鐵道線路測量
- 一、立入ルヘキ土地ノ區域 鳥取縣東伯郡矢送村、山守村

彙報

郵便物發送方に付き 官房主事談

縣下各町村役場より當縣廳宛差出さる書狀にして明治三十三年三月法律第五十四號郵便法第十八條の第一種の書狀で全然郵便切手の貼付なきもの又四匁を越え居るも尙參錢の郵便切手一枚のみ貼付し差出になるもの又は内容が第一種郵便物なるにも不拘第四種郵便物として貳錢郵便切手一枚貼付差出さるゝが爲郵便局より内容検査をして第一種郵便物の取扱を受け何れも不足、未納の郵便物は其の額の倍額を追徴せられ其の通數も日々多數に上るので徒に通信費を消費せしめ遺憾であります。町村役場の當務者各位に於かれても發送に際しては四匁超過の有無及内容が第一種郵便物なるか第四種郵便物なるか又は郵便切手の貼付額が適法であるか否かを充分注意せられお差出になる様希望する次第であります。

市町村吏員異動

昭和四年十月三十一日就任	氣高郡酒津村助役	樽谷元次郎
同 四年十月二十六日辭任	八頭郡大伊村長	山本長太郎
同 四年十月二十九日就任	氣高郡千代水村助役	濱橋 董市
同 四年十月三十日就任	八頭郡大伊村長	大谷 爲藏
同 四年十一月四日就任	八頭郡散岐村長	竹内 信時

昭和四年十一月十五日印刷
昭和四年十一月十五日發行

(定資員小口一枚參厘四毛)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市大字古海
 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
 松江刑務所鳥取支所